平成２６年（フ）第５５３０号
大阪府箕面市箕面４丁目９番12―280号
債務者　熊谷　勝昭
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６３１号
大阪府寝屋川市黒原新町９番13―929号
債務者　菊池　弘恵（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０５号
大阪市西淀川区姫里１丁目18番７号　ｇｒａｔｏ102号室、前住所大阪市西淀川区大和田６丁目７番13号
債務者　木村美代子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０６号
山形県天童市南町２丁目１番31号　メルローズＡ棟103号
債務者　村田　陽子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１０号
山形市小姓町５番10号　佐藤アパート101号
債務者　遠藤ひとみ
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１１号
山形県天童市乱川３丁目14番12号　コーポたんぽぽＤ棟130号、前住所山形市前田町14番14―304号　グランドプレステージ
債務者　尹嶋　未久（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２７号
茨城県小美玉市栗又四ケ2487番地27、前住所茨城県石岡市下林3383番地１竜ノ口コーポ203
債務者　渡邉　尚美（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１号
北海道紋別市港町４丁目１番３―503号
債務者　松本　麻湖（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２６年（フ）第２４４号
茨城県つくば市栗原3496番地４　ルネスＴＳＵＫＵＢＡ207号
債務者　木村　邦雄
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１号
福岡県行橋市大字道場寺1105番地13　浜里アパート103号
債務者　田村美津江（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第３９１号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城709番地　南風原第一団地４―101
債務者　上原　弘一
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１号
北海道北見市北光264番地54　ハッピー96―１―３号
債務者　佐々木純恵
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１３２１号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番14―208号、旧住所埼玉県久喜市東６丁目１番53―103号
債務者　新井　義夫
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２２号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番14―208号、旧住所埼玉県久喜市東６丁目１番53―103号
債務者　新井　令子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
山形県米沢市大字川井979番地の７
債務者　加藤　正紀
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１０８号
山形県米沢市大字川井979番地の７
債務者　加藤ひとみ
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１１６９号
さいたま市桜区栄和１丁目24番１号　大栄ビル301
債務者　松田奈津子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係